

令和7年度 第2回

私学共済事務担当者研修会テキスト
(年金コース)

資料編

 **日本私立学校振興・共済事業団**

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎ 03 (3813) 5321 (代表)

<https://www.pmac.shigaku.go.jp>



目 次

資料編

① 年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(記入例)[見本]……	1
② パンフレット「年金の請求手続きのご案内」(抜粋)……………	15
③ 事例……………	19
④ 年金証書[見本]……………	21
⑤ 決定・改定・支給年金額変更通知書[見本]……………	22
⑥ 令和7年度の各種金額……………	24
⑦ 退職年金現価率表……………	25

① 年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(記入例)[見本]

【送付実施機関：私学事業団（4号）】

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

- この年金請求書には、各実施機関が共有している情報をあらかじめ印字しています。印字内容が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。
- 記入する箇所は の部分です。（注 は金融機関で証明を受ける場合に使用する欄です。）
- 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦等により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。
- 代理人の方が提出する場合は、ご本人（年金を受ける方）が12ページにある委任状をご記入ください。
- 請求書ご記入の前に、同封のパンフレット「年金の請求手続きのご案内」を必ずご確認ください。特に年金の繰下げを希望する（今回は請求しない）場合、繰り下げたい年金の種類や受け取りたい時期、これまでの加入経歴等により請求書の提出先が異なりますのでご注意ください。
- 「老齢年金の受取方法確認書（繰下げ意思確認書）」を必ず添付してください。

受付年月日

34361 001

13A099909090

61		D
5080409		

1. ご本人（年金を受ける方）の印字内容を確認のうえ、太枠内をご記入ください。

郵便番号	113-0034														
住所	東京都文京区湯島8-8-8		性別												
フリガナ	シガク タロウ		男性												
氏名	私学 太郎 様														
	社会保険労務士の提出代行者欄														
個人番号※ (マイナンバー)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	生年月日	昭和36年4月10日	
基礎年金番号	9500-987654						電話番号	03 - 9999 - 9999							

※個人番号カード（マイナンバーカード）等の提示または写しの提出が必要です。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

マイナポータルに公金受取口座を登録済の場合、1か2を選択してください（登録していない方は2を○で囲んでください）。

(1) 公金受取口座の利用意思	① 公金受取口座を登録しており、その口座で年金を受け取る	② 公金受取口座を登録していないまたは公金受取口座を利用しない	公金受取口座を利用しない場合は、必ず通帳コピー等を添付してください。
-----------------	------------------------------	---------------------------------	------------------------------------

年金受取口座として指定する口座をご記入ください。（公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。）

(2) 年金振込先	口座名義人氏名 (カタカナ)	シガク		タロウ		上記氏名フリガナと、口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。	
	① 金融機関	金融機関コード	支店コード	(フリガナ) ブンキョウ	(銀行) (フリガナ) ユシマ	預金種別	口座番号 (右詰めで記入)
				文京	湯島	①.普通 ②.当座	7 6 5 4 3 2 1
	② ゆうちょ銀行	貯金通帳の記号 (左詰めで記入)		番号 (右詰めで記入)		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄	

※通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の面）を添付する場合は公金受取口座を利用する場合、証明は不要です。

上記(1)で「2」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

(3) 公金受取口座の登録意思	① 登録する	② 登録しない
-----------------	--------	---------

※公金受取口座への登録の対象となるのは、日本年金機構が支給する老齢年金を請求する場合に限りです。

(2) 3 ページ (続紙を含む) に印字されている期間以外に年金加入期間 (国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済組合) がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

	事業所名称 (支店名等)、船舶所有者名称または共済組合名称等 (※1)	勤務期間 (※) または国民年金の加入期間	加入年金制度 (※2)	事業所 (船舶所有者) の所在地または国民年金加入当時の住所
1		(自) 年 月 日	(国年) (厚年)	
		(至) 年 月 日	(船保) (共済)	
2		(自) 年 月 日	(国年) (厚年)	
		(至) 年 月 日	(船保) (共済)	
3		(自) 年 月 日	(国年) (厚年)	
		(至) 年 月 日	(船保) (共済)	

(3) 改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。(※年金記録の確認に使用します。)

旧姓名	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
変更日	(昭和)・(平成)・(令和)	年 月 日

旧姓名	(フリガナ)	
	(氏)	(名)
変更日	(昭和)・(平成)・(令和)	年 月 日

※(4) については3 ページ下部にあります「あなたの受給資格期間」が300月未満の方のみご記入ください。

(4) 20歳から60歳までの期間における婚姻期間や年金に加入していない期間等について、以下の該当する項番をチェックしてください。

(以下の①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります※。)

※以下の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出をお願いすることがありますので、お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。

※年金請求書を共済組合等に提出する場合は、以下の該当する項目に関して、年金事務所での年金加入期間確認通知書 (合算対象期間用) の発行を受け、年金請求書と併せて提出する必要があります。

項番	確認項目 (記入欄)	必要な書類の例
① <input checked="" type="checkbox"/>	<p>・昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある ⇒過去に婚姻していた相手方について以下にご記入ください。 (現に婚姻中の相手方については、8 ページにご記入ください。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>カナ氏名： 漢字氏名： ※生年月日：(大正)・(昭和) 年 月 日 ※基礎年金番号：</p> </div> <p>※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。 複数名いる場合は、余白にご記入ください。</p>	<p>・婚姻期間が確認できる※戸籍謄本または戸籍抄本</p> <p>※結婚から離婚または死別まで確認できるもの。複数回婚姻されている場合は、すべての戸籍全部事項証明</p>
② <input checked="" type="checkbox"/>	<p>・海外に住んでいたことがある</p>	<p>・海外に居住していた期間が確認できる戸籍の附票の写し</p>
③ <input checked="" type="checkbox"/>	<p>・外国籍である (あった) 方で、65歳到達の前日 (65歳の誕生日の前々日) までに帰化又は永住許可を受けている</p>	<p>以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰化日が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本 ・永住許可年月日が記載された在留カード等 ・特別永住者証明書
④ <input checked="" type="checkbox"/>	<p>・平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であったことがある (夜間部・通信制は除く。)</p>	<p>・在籍 (期間) 証明書等</p>
⑤ <input checked="" type="checkbox"/>	<p>・昭和61年3月以前に本人または配偶者が、国会議員・地方議会議員であったことがある</p>	<p>・国会議員、地方議会議員の期間を証明できる書類</p>
⑥ <input checked="" type="checkbox"/>	<p>・昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたことがある</p>	<p>・都道府県知事等の承認により国民年金の被保険者とされなかった期間が確認できる書類</p>
⑦ <input checked="" type="checkbox"/>	<p>・本人または配偶者が、3-2 ページの最下段に記載の年金または恩給を受けていたことがある</p>	<p>・年金または恩給を受けていたことが確認できる証書等</p>
⑧ <input checked="" type="checkbox"/>	<p>・上記①～⑦に該当しない</p>	<p>・なし</p>

5-1. 配偶者についてご記入ください。

(1) 配偶者はいますか。

はい	・	いいえ	⇒	「いいえ」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。	71	区
↓				0		

配偶者がいる場合、添付書類が必要となる場合があります。同封の「年金の請求手続きのご案内」をご覧ください。

(2) (1) で「はい」を○で囲んだ方は、次の①～④についてご記入ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、個人番号（または基礎年金番号）、性別についてご記入ください。

70	氏名	(フリガナ) シガク	ハナコ	生年月日	(天正)	37年8月10日												
		(氏) 私学	(名) 花子		(昭和)		(平成)											
個人番号※ (または基礎年金番号)	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	0	0	性別	(男)	続柄	処	失	停
														(女)				

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 配偶者の住所がご本人（年金を受ける方）の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号				-			
住所	(フリガナ)						
		市区					
		町村					

③ 配偶者について、現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。
(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
<input checked="" type="checkbox"/> ア) 国民年金法	<input checked="" type="checkbox"/> イ) 厚生年金保険法	<input checked="" type="checkbox"/> ウ) 船員保険法	<input type="checkbox"/> 老齢または退職
<input checked="" type="checkbox"/> エ) 国家公務員共済組合法	<input checked="" type="checkbox"/> オ) 地方公務員等共済組合法	<input checked="" type="checkbox"/> カ) 私立学校教職員共済法	<input type="checkbox"/> 障害
<input checked="" type="checkbox"/> キ) その他 ()			<input type="checkbox"/> 遺族

④ 加給年金額および振替加算に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

ご本人（年金を受ける方）によって生計維持されている配偶者や子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。また、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計維持されている場合「振替加算」が加算される場合があります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。
 ア 生計を同じくしていること（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
 イ 収入要件を満たしていること
 年収850万円（所得655.5万円）を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申立書

申立日
(記入日)

令和 8 年 4 月 10 日

1. 上記の配偶者と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。
(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい	・	いいえ
----	---	-----

2. 上記の配偶者または本人の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1) で「いいえ」に○を付けた方のみご記入ください。 (2) おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円) 未満となる見込み がありますか。
配偶者 (加給年金額に関する申立て)	はい	はい※
機構独自項目 本人 (振替加算に関する申立て)	はい	はい※

※(2) で「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。詳しくは同封の「年金の請求手続きのご案内」をご覧ください。

5-2. 子についてご記入ください。

(1) 以下のいずれかに該当する「子」はいますか。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

はい

いいえ

「いいえ」を○で囲んだ方は次ページへお進みください。

子がいる場合、添付書類が必要となる場合があります。同封の「年金の請求手続きのご案内」をご覧ください。

(2) (1) で「はい」を○で囲んだ方は、次の①～②についてご記入ください。

- ① 子の氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）および障害の状態についてご記入ください。
(4人目以降は別紙にご記入ください。)

70	A欄	子の氏名	(フリガナ) シガク (氏) 私学	(名) イチロウ 一郎	生年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	23年5月20日	診	続柄	処	失
		個人番号 (マイナンバー)	135792468000	障害の状態	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない						
	B欄	子の氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	<input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	年 月 日	診	続柄	処	失
		個人番号 (マイナンバー)		障害の状態	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない						
	C欄	子の氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	生年月日	<input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	年 月 日	診	続柄	処	失
		個人番号 (マイナンバー)		障害の状態	<input type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない						

② 加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

ご本人（年金を受ける方）によって生計維持されている子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

ア 生計を同じくしていること（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。

イ 収入要件を満たしていること

年収850万円（所得655.5万円）を将来にわたって有しないことが認められること。

生計維持関係に関する申立書

申立日
(記入日)

令和 8 年 4 月 10 日

1. 上記の子と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。

(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい

いいえ

2. 上記の子の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1) で「いいえ」に○を付けた方のみご記入 ください。 (2) おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円) 未満となる見込み がありますか。
A欄の子	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> はい※
B欄の子	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> はい※
C欄の子	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> はい※

※(2) で「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。同封の「年金の請求手続きのご案内」をご覧ください。

6. 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

委任状

代理人 *ご本人（委任する方）がご記入ください。

フリガナ			
氏名			ご本人との関係
住所	〒	—	電話 — —
	建物名		

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

ご本人 *ご本人（委任する方）がご記入ください。

作成日 令和 年 月 日

基礎年金番号					—						
フリガナ						生年月日	(大正)				
氏名	(旧姓)						(昭和)	年 月 日			
住所	〒	—				電話		—	—		
	建物名										
委任する内容	<p>●委任する事項を次の項目から選んで○で囲んでください。5.を選んだ場合は委任する内容を具体的にご記入ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 年金および年金生活者支援給付金の請求について 年金および年金生活者支援給付金の見込額について 年金の加入期間について 各種再交付手続きについて その他（具体的にご記入ください） () <p>●「年金の加入期間」や「見込額」などの交付について A. 代理人に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する</p>										

※前頁の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に応じられないことがあります。

3. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

提出年	令和	年	提出日	令和	年	月	日	提出	1	1	5	0
-----	----	---	-----	----	---	---	---	----	---	---	---	---

- (1) ご本人（年金を受ける方）のカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を確認し、氏名をご記入ください。
ご本人自身が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

フリガナ	シガク タロウ	生年月日	昭和36年4月10日
氏名			
住所	東京都文京区湯島8-8-8		
郵便番号	113-0034	電話番号	- -
基礎年金番号	9500-987654		

本人障害	1. 普通障害	寡婦等	1. 寡婦 2. ひとり親	本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える ○
	2. 特別障害		4. 寡婦 5. ひとり親		

- (2) 上記の提出年の扶養親族等の状況についてご記入ください。

「うかきく」については「摘要」欄に記入が必要な場合があります。15ページの各欄の説明をご覧ください。
(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がない場合は、下記事項を記入する必要はありません。)

あ	フリガナ		続柄	生年月日		障害	同居・別居の区分 非居住者	所得金額
	氏名	個人番号(マイナンバー)		種別	種別			
源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者			1. 夫 2. 妻	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平	年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	万円(年間)
	配偶者の区分	収入が年金のみで、以下のいずれかに該当する。 1. 65歳以上の場合、年金額が168万円以下 2. 65歳未満の場合、年金額が118万円以下					機構使用欄 (本人所得と配偶者所得、退職所得の有無から該当するコードを記載)	
源泉控除対象親族(16歳以上)				1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平	年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	58万円以下 58万円超~85万円以下 85万円超
				1. 特定 2. 老人				
扶養親族(16歳未満)				7. 平成 9. 令和	年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	58万円以下 58万円超
				7. 平成 9. 令和	年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 1. 非居住	58万円以下 58万円超
うかきく	摘要							

*提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。

(申告書は年金事務所に用意してあります。)

*「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

*控除対象配偶者や扶養親族等の個人番号を確認する書類は提出する必要はありません。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001

公務員共済独自項目

退職一時金受給額の返還に係る項目

「あなたが受給した退職一時金に係る返還見込額」欄に返還額の記載のある方のみ、下記の「返還方法」および「氏名欄」にご記入ください。退職一時金に係る返還見込額が、「*」で表示されている場合は記入不要です。

○あなたが受給した退職一時金に係る返還見込額

あなたが退職時に受給した退職一時金に係る返還見込額は、次のとおりです。

退職一時金に係る返還見込額	***,*** 円
---------------	-----------

※上記の金額は、支給開始年齢到達時において老齢厚生年金の受給権（年金を受ける権利）が発生した場合の見込額です。実際の年金決定において受給権発生時点が異なった場合は、返還額も異なることとなりますのでご了承ください。

※退職一時金を2回以上受給している方については、合算して返還見込額を記載しています。

○返還方法

希望する返還方法の番号を○で囲んでください。

1	年金の支給期ごとにその支給額の2分の1を返還に充当する。 (年金から控除されますので、手続きが不要です。)
2	1年以内に現金で一括または分割して返還する。 ↓ (現金での返還の場合、払込手続きが必要となります。) ※後日、払込手続きについて、共済組合からご案内させていただきます。

※「2」により現金での返還を希望された場合でも、1年以内に全額の返還が行われていないときは、「1」の返還方法に変更させていただきますので、ご了承ください。

上記の返還方法で返還することを申し立てます。

氏名欄

国会議員・地方議会議員の就任期間に係る項目

	議会名称	就任年月日 (議員となった年月日)	退任年月日
1		平令 年 月 日	平令 年 月 日
2		平令 年 月 日	平令 年 月 日
3		平令 年 月 日	平令 年 月 日

給付制限事項に係る項目

次の事項に関して該当する場合は、番号を○で囲んでください。

1	組合員として懲戒免職または停職の処分を受けたことがある。
2	組合員として退職手当の支給制限等処分を受けたことがある。
3	拘禁刑（令和7年5月以前の場合は、懲役または禁錮）以上の刑に処せられたことがある。

公務員共済独自項目

※年金からの所得控除（寡婦控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除）を希望される方は、下記の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

対象年 (提出年)	令和 8 年	分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
--------------	---------------	----------------------

(1) ご本人のカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号を確認し、氏名および個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

氏名	シガク タロウ 私学 太郎	生年月日	昭和36年4月10日
住所	東京都文京区湯島8-8-8		
郵便番号	113-0034	個人番号（マイナンバー）	
基礎年金番号	9500-987654	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0	

提出日、電話番号をご記入ください。ご本人が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

提出日	令和 8 年 4 月 10 日 提出	え 本人障害	普通障害	特別障害
電話番号	03 - 9999 - 9999	お 寡婦等	寡婦 ひとり親	地方税控除 寡婦 ひとり親

(2) 上記の対象年の扶養親族等の状況についてご記入ください。

えかについては「摘要」欄に記入が必要な場合があります。19ページの各欄の説明をご覧ください。

(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がなく、ご本人自身が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません)

あ	氏名(フリガナ)	続柄	生年月日	え 障害	か 同居・別居・ 非居住の区分	き 所得金額(退職 所得を含む)	く 退職所得を 除いた所得金額
	個人番号(マイナンバー)	種別	種別				
源泉控除 対象配偶者 または 障害者に該 当する同一 生計配偶者	(フリガナ) シガク ハナコ 私学 花子	夫・妻	明大昭平 37年8月10日 老人(配偶者の区分が「1」かつ70歳以上)	普通障害 特別障害	同居 別居 非居住	0 万円(年間)	0 万円(年間)
	配偶者の区分		受給者の合計所得の見積額が900万円以下 ①.配偶者の合計所得見積額が58万円以下 2.配偶者の合計所得見積額が58万円超~95万円以下		受給者の合計所得の見積額が900万円超 3.配偶者の合計所得見積額が58万円以下 (※配偶者が障害者でない場合は控除の対象になりません)		
源泉控除 対象親族 (16歳以上)	(フリガナ)		明大昭平 年 月 日 特定 老人	普通障害 特別障害	同居 別居 非居住	万円(年間)	万円(年間)
	(フリガナ)		明大昭平 年 月 日 特定 老人	普通障害 特別障害	同居 別居 非居住	万円(年間)	万円(年間)
い 扶養親族 (16歳未満)	(フリガナ) シガク イチロウ 私学 一郎		平令 23年5月20日	普通障害 特別障害	同居 別居 非居住	0 万円(年間)	0 万円(年間)
う 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名(フリガナ)	続柄	生年月日	控除を受ける他の所得者			
	住所		異動月日 及び事由	氏名	続柄	住所	
え か 摘要	(フリガナ)		明大昭平 年 月 日				
	(フリガナ)		明大昭平 年 月 日				

※「扶養親族（16歳未満）」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

(3) あなたが年金の支払いを受ける支払者（申告先）に☑を一つ入れてください。

年金の 支払者 (申告先)	<input type="checkbox"/>	国家公務員共済組合連合会	法人番号	2010005002559	実施機関記入欄
	<input type="checkbox"/>	地方職員共済組合		2700150001147	
	<input type="checkbox"/>	地方職員共済組合団体共済部		8700150003179	
	<input checked="" type="checkbox"/>	公立学校共済組合		9700150000613	
	<input type="checkbox"/>	警察共済組合		2700150005742	
	<input type="checkbox"/>	全国市町村職員共済組合連合会		4010005002573	

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。

私学共済独自項目

退職一時金返還について

21ページの説明をお読みいただき、希望する返還方法を○で囲んでください。

退職一時金返還見込額が*円の場合は記入不要です。

退職一時金返還見込額	*,***,*** 円
------------	-------------

※上記の金額は、支給開始年齢到達時において老齢厚生年金の受給権が発生した場合の見込額です。

実際の年金決定において受給権発生時点が異なった場合は、返還額も異なることとなりますので、ご了承ください。

希望する返還方法（1または2）を○で囲んでください。

1	私は、返還すべき額を年金の支給期ごとにその支給額の2分の1ずつ順次控除することにより返還します。	年金の支給期ごとに支給額の2分の1を差し引き、返還額に達するまで差し引いて返還する方法です。 返還の期限はありませんので、返還が完了するまで長時間かかる場合もありますが、返還額が変わることはありません。また、在職中等で年金が全額停止されている間は、返還が生じません。
2	私は、返還すべき額を1年以内に一括または分割で返還します。	年金が決定されてから1年以内に、払込通知書により一括または分割で金融機関から払い込むことにより返還する方法です。 (払込通知書は、年金決定後にお送りします。)

※「2」の返還方法につきましては、1年以内に返還しなければなりませんし、金融機関から払い込むお手続きをおかけすることになりますので、年金支給額から差し引いて返還する「1」の方法をお勧めします。

国会議員・地方議会議員の就任期間について

	議会名称	就任年月日 (議員となった年月日)	退任年月日
1		昭平令 年 月 日	昭平令 年 月 日
2		昭平令 年 月 日	昭平令 年 月 日
3		昭平令 年 月 日	昭平令 年 月 日

老齢を支給事由とする年金は、所得税上では「雑所得」として課税の対象となり年金支給のつど源泉徴収されます。
この源泉徴収に際し、所得控除（寡婦控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除）を受けようとするときは、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を記入のうえ、提出してください。

CL014

令和 8 年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

麹町税務署長殿 市区町村長殿

令和 8 年 4 月 10 日 提出

(1) ご本人（受給権者）の状況

ご本人の基礎年金番号、加入者等記号・番号、氏名カナ、生年月日、住所を確認し、氏名、電話番号、個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

基礎年金番号	9500-987654		加入者等 記号・番号	13A099909090	
フリガナ	シガク タロウ		生年月日	昭和36年4月10日	
氏名	私学 太郎		郵便番号	113-0034	電話番号 03 - 9999 - 9999
住所	東京都文京区湯島8-8-8				
個人番号（マイナンバー）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0				

ご本人自身が障害者・寡婦等に該当しない場合は、下記事項を○で囲む必要はありません。

本人障害	普通障害	寡婦等 退職所得を除いた所得見積額で要件に該当	寡婦 ひとり親
	特別障害		地方税（個人住民税）控除のみ 寡婦 ひとり親

(2) 扶養親族等の状況

ご本人に控除対象配偶者や扶養親族等がない場合は、記入する必要はありません。

区分	フリガナ		続柄	生年月日	年間所得の見積額	住所または居所	障害
	氏名						
	個人番号（マイナンバー）						
源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者	シガク (氏) 私学	ハナコ 老 (名) 花子	配偶者 (法律婚)	明・大・昭・平 37・8・10	0 万円 (年間)	同居 別居 非居住者	普通障害 特別障害
	配偶者欄に記入する場合は、下記1～3のいずれかに必ず○をつけてください。 ① 受給権者本人の合計所得が900万円以下 ② 配偶者の合計所得が58万円以下 ③ 配偶者の合計所得が58万円超～95万円以下 ④ 受給権者本人の合計所得が900万円超 ⑤ 配偶者の合計所得が58万円以下						
源泉控除対象親族（16歳以上）	老・特 (氏)	(名)		明・大・昭・平 ・	1. 58万円以下 2. 58万円超～85万円以下 3. 85万円超	同居 別居 非居住者	普通障害 特別障害
	老・特 (氏)	(名)		明・大・昭・平 ・	1. 58万円以下 2. 58万円超～85万円以下 3. 85万円超	同居 別居 非居住者	普通障害 特別障害
扶養親族（16歳未満）	シガク (氏) 私学	イチロウ (名) 一郎		平・令 23・5・20	① 58万円以下 2. 58万円超	同居 別居 非居住者	普通障害 特別障害
	(氏)	(名)		平・令 ・	1. 58万円以下 2. 58万円超	同居 別居 非居住者	普通障害 特別障害
摘要						事業団使用欄 61-	

※扶養親族（16歳未満）欄は、地方税法第45条の3の3及び第317条の3の3による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載欄を兼ねています。
年金の支払者 日本私立学校振興・共済事業団 法人番号 6010005002596

② パンフレット「年金の請求手続きのご案内」(抜粋)

○ 年金請求に必要な添付書類

提出していただいた書類に不備があった場合、書類をお返しして整備をお願いすることがあります。また、別途、追加書類の提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。



戸籍・住民票は、受給権発生日以降に交付されたもので、かつ、年金請求書提出日の6か月以内に交付されたものをご用意ください。

*添付する書類について、「コピー」「コピー可」と記載されている書類以外は、原本を添付してください。

*戸籍・住民票がホッチキスで綴られている場合は、外さずに添付してください。

請求書にマイナンバーをご記入いただき、マイナンバーカードのコピー等を添付いただいた場合、添付を省略できる書類があります。

【省略できる書類】

番号2 (戸籍・住民票)、番号3 (通帳コピー等※公金受取口座を指定する場合のみ)、番号5 ①(戸籍謄本等) ②(世帯全員の住民票) ③④(所得証明)

年金請求書を提出するすべての方に必要な書類

番号	添付する書類	備考
1	マイナンバーの番号確認及び身元(実存)確認のための書類 ・ <u>年金請求者本人のマイナンバーカード(個人番号カード)表・裏両面のコピー</u> 等	
2	「年金を受ける方」の生年月日を明らかにできるいずれかの書類 ・戸籍抄本(または戸籍謄本) ・住民票	・ <u>請求書へのマイナンバー記載及びマイナンバーカード両面コピー等の提出により省略できます。</u>
3	年金の受取口座に関する書類 ・ <u>通帳またはキャッシュカードのコピー</u> 金融機関は「金融機関名・支店名・普通または当座・口座番号・口座名義人氏名フリガナ」、ゆうちょ銀行は「預金通帳の記号番号・口座名義人氏名フリガナ」を確認できるもののコピー *請求書1ページ右下の「金融機関またはゆうちょ銀行の証明」欄に証明を受けていただく場合、もしくは公金受取口座を指定する場合は不要です。 *請求書に記載の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることが必要です。 *ネットバンキング等で上記の情報が確認できる画面のコピーでも代用できます。	・公金受取口座を指定する場合は、請求書1ページ「(1)公金受取口座の利用意思」欄の「1公金受取口座を登録しており、その口座で年金を受け取る」を○で囲み、受取口座をご記入ください。 ・「1」に○をし、請求書を私学事業団に提出した場合、その後に公金受取口座の登録を変更すると私学事業団の受取口座も変更しますが、他実施機関の受取口座は変更されませんので別途届出が必要となります。
4	・ <u>老齢年金の受取方法確認書(繰下げ意思確認書)</u>	・左記書類およびパンフレット3ページをお読みいただき、左記書類にて「支給繰下げ」の希望有無を選択してください。

配偶者または子（注）がいる方に必要な書類

加給年金額について

ご本人（年金を受ける方）によって、生計を維持されている（※）配偶者または子がいる場合に、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

- 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点（または定額部分支給開始年齢に到達した時点）で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。
- 65歳到達後、被保険者期間が20年以上となった場合は、退職改定時または在職改定時に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。

対象者	年齢制限
配偶者	・ 65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません。)
子	・ 18歳になった後の最初の3月31日まで (国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満)

（※）以下の2つの要件を満たしているとき、「生計を維持されている」といいます。

ア 生計を同じくしていること（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。

イ 収入要件を満たしていること

年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められること。

加給年金額の対象となる配偶者または子がいる場合、下記番号5の書類をご提出ください。

- ・ 配偶者または子について、年間収入が850万円以上あり、受給権が発生したときから、おおむね5年以内に850万円未満となる見込みがない場合は、添付は不要です。
- ・ すでに一般厚生年金や公務員共済の年金請求時に、配偶者または子との身分関係や生計維持が確認できる書類を提出されている場合、またはすでに加給年金額の決定を受けている場合は添付不要なことがあります。

番号	添付する書類	備考
5	配偶者・子との身分関係の確認書類 ①ご本人の戸籍謄本等	<p>・①～④のいずれも、請求書へのマイナンバー記載及びマイナンバーカード両面コピー等の提出により省略できます。</p> <p>【③・④について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入か所得がない場合であっても、そのことを確認できる書類（非課税証明書等）が必要です。 ・複数の収入や所得がある場合（例えば、給与と不動産収入等）は、すべての収入が確認できる書類（所得証明書等）を添付してください。 ・義務教育終了前の子については添付不要です。
	生計同一要件の確認書類 ②世帯全員の住民票 *ご本人の戸籍抄本（戸籍の一部事項証明書）を添付する方は、住民票に筆頭者欄の記載があるもの	
	配偶者または子の収入か所得が確認できる書類 ③配偶者・子の所得証明書等 *配偶者・子が扶養に入っている場合は健康保険被扶養者証でも代用可能です。	
	（ご本人に振替加算（請求書7ページ参照）が加算される場合のみ） ④本人の所得証明書等	

その他状況により必要な書類があります。次ページをご確認ください。

【配偶者・子の年収がおおむね5年以内に850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがある場合】

生計維持関係にある方の収入について、現在の年収が850万円（所得655.5万円）以上であって、おおむね5年以内に年収が850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがある場合は、「退職年齢が確認できる勤務先の就業規則のコピー」等、収入が減少する見込みであることを確認できる書類の添付が必要です。

*退職年齢の確認書類等の中で職種により退職年齢が異なる旨の記載がある場合、該当者の職種を特定できる書類（コピー可）も添付してください。

【配偶者・子と同一世帯でない場合】【事実婚関係にある方がいる場合】

配偶者または子と同一世帯でない場合や事実婚関係にある方がいる場合は、生計同一関係などを確認する書類として、「生計同一関係に関する申立書」等が別途必要です。必要書類を送付しますので「電話相談室」へご連絡ください。

*同一世帯でない場合は、それぞれの世帯全員の住民票（コピー不可）が必要となります。

【配偶者が老齢年金（厚生年金保険等の加入期間が20年以上あるもの）の受給権を有した場合】

【配偶者が障害年金を受けている場合】

この場合、加給年金は支給停止されます。該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合がありますので、「電話相談室」にお問い合わせください。

【年金を受ける方が原則65歳到達時点で20歳未満の障害の状態にある子がいる場合】

厚生年金保険法に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合（障害者手帳の障害等級と異なります）状況をお伺いし、所定の診断書をお送りします。

子が特別児童扶養手当の支給対象者であり、特別児童扶養手当の直近の診断書（コピー可）を提出できる場合は、診断書の提出を省略できることがあります。この場合は、併せて特別児童扶養手当を受けていたことがわかる書類も提出してください。その他提出が必要な書類がある場合があります。「電話相談室」にお問い合わせください。

【外国人および国外居住の方における注意事項】

年金を受ける方または配偶者について、外国人であることにより戸籍謄（抄）本に代えて属する国の公的機関が発行した証明書を添付する場合、また国外居住であることにより住民票に代えて居住する国の公的機関が発行した証明書を添付する場合は、当該書類に翻訳人を明記した和訳文も添付してください。

遺族または障害の年金を受給中または請求中の方

番号	添付する書類	備考
6	・年金受給選択申出書	<ul style="list-style-type: none">・遺族年金を受給中または請求中の場合、原則65歳前に老齢厚生年金が発生する方のみ年金受給選択申出書が必要です。・年金受給選択申出書が必要な場合は、「電話相談室」へご連絡してください（パンフレット12ページ参照）。

雇用保険関係書類

昭和41年4月1日以前生まれの女性で、日本年金機構で発生する65歳前の老齢厚生年金（特別支給）を未請求の方等のみ添付が必要です。

番号	添付する書類	備考
7	①雇用保険被保険者番号を明らかにできる書類 ・雇用保険被保険者証 ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知 ・船員失業保険証 ・高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書	・請求書6ページ4-2（1）で「いいえ」と答えた方、または（2）で「はい」と答えた方は添付不要です。
	②60歳から65歳になるまでの間に、ハローワークに求職申込をしている、または基本手当を受けたことがある（受けている）とき ・雇用保険受給資格者証のすべての面のコピー ・雇用保険受給資格通知（全件版）のすべてのコピー	・左記②③の両方に該当する場合は、2つの書類を添付してください。 ・すでに受給を終了している場合は、請求書6ページ（5）に受給終了日をご記入ください。
	③60歳以降、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給申請をしている、または決定を受けている（受けていた）とき ・高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書のコピー	

*雇用保険被保険者証等を紛失した方は、ハローワークで再発行の手続きをしてください。

*複数の雇用保険被保険者番号をお持ちの方は、最新の雇用保険被保険者番号をご記入の上、番号が確認できる書類の写しを添付してください。

*雇用保険被保険者証等に関するご不明な点は、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

年金加入期間関係書類

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間の合計が25年以上（原則）となる場合は、受給資格期間確認のための添付書類は不要です。

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間の合計が25年未満の場合、合算対象期間（カラ期間）（詳細は請求書3-2ページをご覧ください）の有無をご確認の上、番号8のいずれかのご対応をお願いいたします。

番号	添付する書類	備考
8	合算対象期間を加えると加入期間等が25年以上となる場合 ・年金加入期間確認通知書（合算用） *年金事務所での交付が受けられます。手続きの詳細は年金事務所にご確認ください。	
	合算対象期間を加えても加入期間等が25年未満である場合 ・請求書4ページの下部余白に「合算対象期間を加えても加入期間等が25年未満」である旨をご記入ください。	
	合算対象期間がない場合 ・請求書4ページの項番⑧に✓を記入してください。	

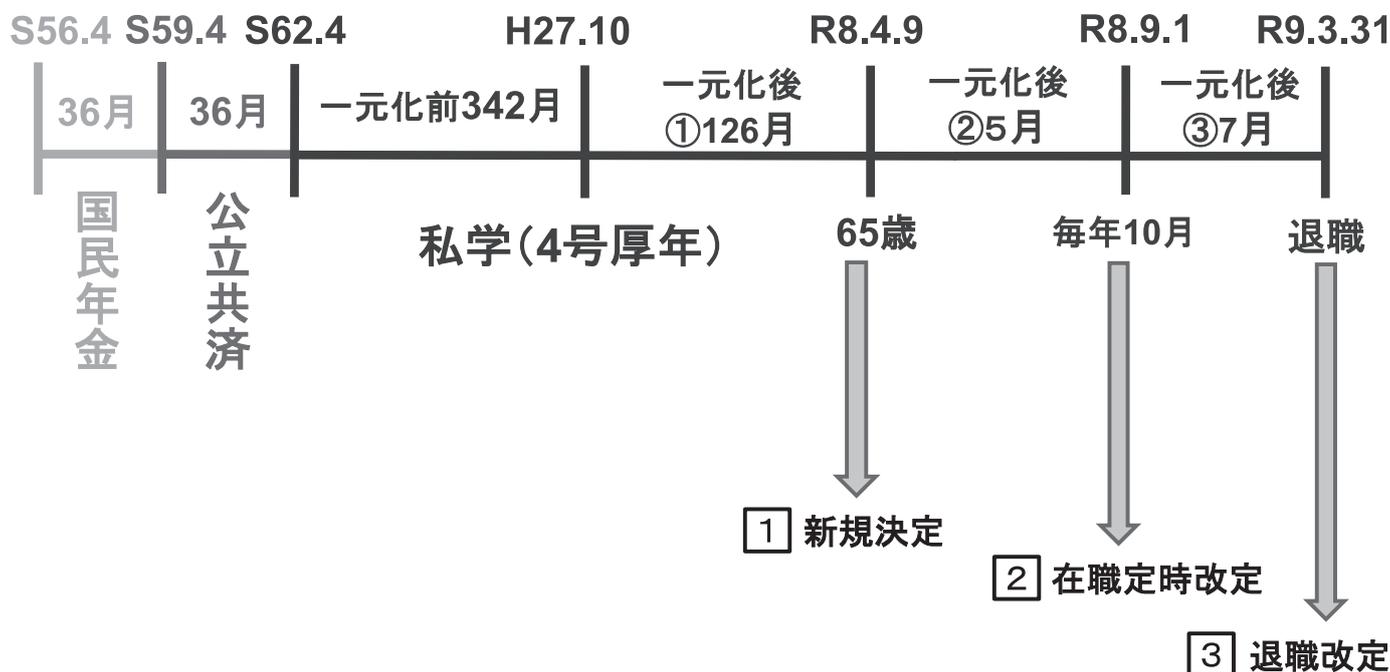
*平成29年7月以前に年金を受給できる年齢に到達したものの、合算対象期間を加えても25年未満であり受給権が発生しなかった方も、10年以上の受給資格期間があれば、平成29年8月1日以降年金を受け取ることができるようになりました。

*原則として他の実施機関に加入していた期間にかかる年金加入期間確認通知書の提出は必要ありませんが、受給資格期間の確認ができなかった場合等には提出をお願いすることがあります。

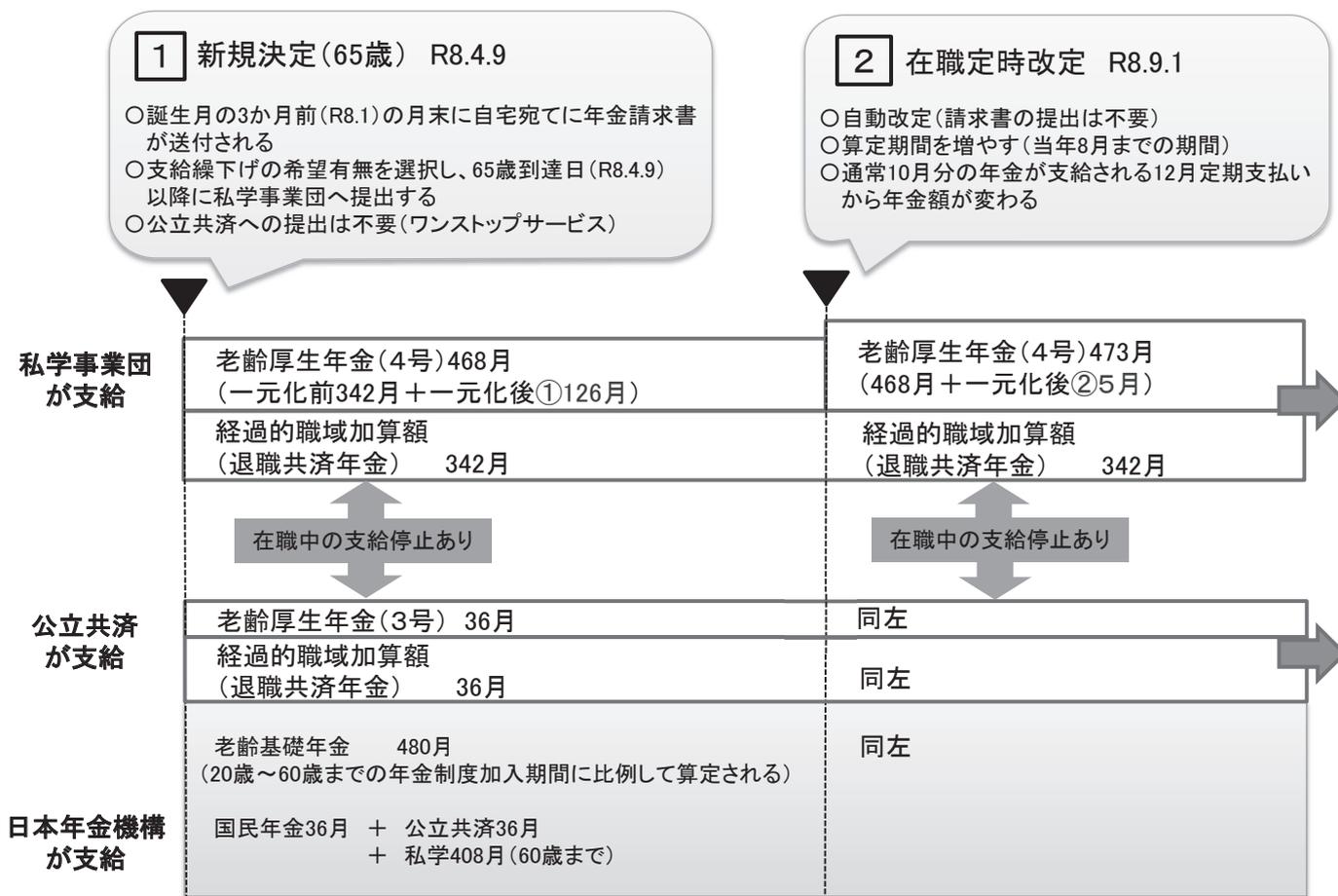
*10年以上で受給権が発生する場合であっても、審査の過程で添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

③ 事例

私学太郎さんの年金(昭和36年4月10日生まれ)



私学太郎さんの年金(昭和36年4月10日生まれ)



3 退職改定 R9.3.31

- 自動改定(請求書の提出は不要)
- 算定期間を増やす
- 在職中の停止を自動解除
- 4月分の年金が支給される6月定期支払いから年金額が変わる

老齢厚生年金(4号) 480月
(473月 + 一元化後③7月)

経過的職域加算額
(退職共済年金) 342月

退職年金(終身・有期)
138月(①~③)

退職により受給権発生
(本人に請求書を送付)

同左

同左

同左

④ 年金証書[見本]

日本私立学校振興・共済事業団			
年金証書			
年金の種類	老齢厚生年金	年金証書記号番号	61-900001D
		基礎年金番号	9500-987654 年金コード 1140
受給権者の氏名	私学 太郎		
受給権者生年月日	昭和36年 4月10日		
受給権発生年月	令和 8年 4月		
厚生年金保険法により、上記の年金を決定したことを証します。			
令和 8年 × 月 × 日	日本私立学校振興・共済事業団理事長		

日本私立学校振興・共済事業団			
年金証書			
年金の種類	退職共済年金	年金証書記号番号	61-900001C
		基礎年金番号	9500-987654 年金コード 1170
受給権者の氏名	私学 太郎		
受給権者生年月日	昭和36年 4月10日		
受給権発生年月	令和 8年 4月		
被用者年金一元化法(平成24年法律第63号)により、上記の年金を決定したことを証します。			
令和 8年 × 月 × 日	日本私立学校振興・共済事業団理事長		

⑤ 決定・改定・支給年金額変更通知書[見本]

令和 8 年 × × 月 × × 日

日本私立学校振興・共済事業団

113-0034
東京都文京区湯島 8-8-8
私学 太郎 様

このたび、下記のとおり年金の決定、改定及び支給年金額変更の処理を行いましたので通知します。

この決定の内容に疑問がある場合は、当事業団までお問い合わせください。

この決定に異議がある場合には、この通知を受けた日から3箇月以内に文書又は口頭で、日本私立学校振興・共済事業団共済審査会に審査請求をすることができます。

また、この決定により不利益が生ずる場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）により、この通知を受けた日から6箇月以内（審査請求を行ったときは、共済審査会の裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、当事業団を相手方として裁判所に当該処分の取り消しの訴えを提起することはできます。

厚生年金保険 決定・改定・支給年金額変更通知書

NO. 1

決定年月日 R 8. ××. ××

年金の種類	年金証書記号番号	受給権者氏名	生年月日
老齢厚生年金	61-900001D	私学 太郎	S36. 4. 10
基礎年金番号	9500-987654 年金コード1140		

- 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険の条文 老齢厚生年金 厚生年金保険法 第 42 条
- この通知の最新の年金額等の内訳 (支給年金額変更年月 令和 8 年 5 月)

年金額の内訳

基本となる年金額 (円)	加給年金額 または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	年金額 (円)
1,851,635	415,900	0	2,267,535

※基本となる年金額の内訳 (円) 報酬比例部分 1,747,068 定額部分(経過的加算額) 104,567

加入期間の内訳

加入期間	月数
厚生年金保険の加入期間	468 月

平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	192 月	382,341 円
②平成15年4月以降の期間	276 月	809,136 円

加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者
対象者 有

外国との通算協定期間

協定期間	月数	他制度月数	月数
協定期間	0 月	他制度月数	0 月

3. 年金の決定・改定及び支給年金額の変更の経過

	給付事由発生日	決定・改定・支給年金額変更事由	年金額 (円) ①	加給 (人)		停止		支給年金額 ①-② (円)	支給年金額 変更年月
				配	子	停止事由	停止額 (円) ②		
1	R 8. 4. 9	新規決定 (在職)	2,267,535	1	0	在職中	2,162,968	104,567	
2	R 8. 4. 9	加給年金改定	2,267,535	1	0	在職中	2,162,968	104,567	R 8. 5

日本私立学校振興・共済事業団 理事長

令和 8 年 × × 月 × × 日

日本私立学校振興・共済事業団

113-0034
東京都文京区湯島 8-8-8
私学 太郎 様

このたび、下記のとおり年金の決定、改定及び支給年金額変更の処理を行いましたので通知します。

この決定の内容に疑問がある場合は、当事業団までお問い合わせください。

この決定に異議がある場合には、この通知を受けた日から3箇月以内に文書又は口頭で、日本私立学校振興・共済事業団共済審査会に審査請求をすることができます。

また、この決定により不利益が生ずる場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）により、この通知を受けた日から6箇月以内（審査請求を行ったときは、共済審査会の裁決があったことを知った日から6箇月以内）に、当事業団を相手方として裁判所に当該処分を取り消しの訴えを提起することはできます。

私学共済年金 決定・改定・支給年金額変更通知書

NO. 1

決定年月日 R 8. ××. ××

年金の種類	年金証書記号番号	受給権者氏名	生年月日
退職(共済)年金	61-900001C	私学 太郎	S36. 4. 10
基礎年金番号	9500-987654 年金コード1170		

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった私学共済年金の条文 退職共済年金 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第78条
2. この通知の最新の年金額等の内訳 (支給年金額変更年月 令和 8 年 5 月)
年金額の内訳

*****	職域加算額 (円)	*****	繰上げ・繰下げによる 減算・加算額 (円)	年金額 (円)
*****	239,960	*****	0	239,960

加入期間の内訳

加入期間	月数
私学共済の加入期間	342月

平均標準給与額等の内容

私学共済の 加入期間の種類	月数	平均標準給与額 (平均標準給与月額)
①平成15年3月までの期間	192月	382,341円
②平成15年4月以降の期間	150月	823,308円

加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者 対象者 無

外国との通算協定期間

協定期間	0月	他制度月数	0月
------	----	-------	----

3. 年金の決定・改定及び支給年金額の変更の経過

	給付事由発生日	決定・改定・支給年金額 変更事由	年金額 (円) ①	加給 (人)		停止		支給年金額 ①-② (円)	支給年金額 変更年月
				配	子	停止事由	停止額 (円) ②		
1	R 8. 4. 9	新規決定	239,960	0	0	在職中	239,960	0	R 8. 5

日本私立学校振興・共済事業団 理事長

⑥ 令和7年度の各種金額

69歳以下: 昭和31年4月2日以後生まれ
70歳以上: 昭和31年4月1日以前生まれ

老齢給付

老齢基礎年金(スライド 24、25)

受給権者の年齢	年額
69歳以下	831,700円
70歳以上	829,300円

定額単価(スライド 24)

受給権者の年齢	一月当たり
69歳以下	1,734円
70歳以上	1,729円

加給年金額及び特別加算額(スライド 28)

加給年金額		受給権者(本人)の生年月日	特別加算額
配偶者	239,300円	昭和 9年4月2日～昭和15年4月1日	35,400円
1人目・2人目の子	239,300円	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	70,600円
3人目以降の子	79,800円	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	106,000円
		昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	141,200円
		昭和18年4月2日～	176,600円

障害給付

加給年金額と子の加算額(スライド 85)

対象者		年額
配偶者の加給年金額		239,300円
子の加算額	2人目まで	239,300円
	3人目以降	79,800円

障害基礎年金(スライド 87)

障害等級		年額
1級	69歳以下	1,039,625円
	70歳以上	1,036,625円
2級	69歳以下	831,700円
	70歳以上	829,300円

遺族給付

遺族基礎年金(スライド 96)

対象者		年額
基本額	69歳以下	831,700円
	70歳以上	829,300円
子の加算額	2人目まで	239,300円
	3人目以降	79,800円

⑦ 退職年金現価率表

本表における諸率については、令和7年10月1日以降のものです。また、これらの諸率は共済規程で定められ、毎年10月に見直しされます。

付与率	基準利率
1.50%	0.42%

終身年金現価率（令和7年10月から令和8年9月まで）

年齢		年齢		年齢		年齢	
59歳	28.035287	73歳	17.127977	87歳	7.460150	101歳	2.616833
60歳	27.255050	74歳	16.352462	88歳	6.925534	102歳	2.449996
61歳	26.477684	75歳	15.584414	89歳	6.420860	103歳	2.299411
62歳	25.703552	76歳	14.826026	90歳	5.948194	104歳	2.162685
63歳	24.933088	77歳	14.077905	91歳	5.512198	105歳	2.036709
64歳	24.166832	78歳	13.340066	92歳	5.107910	106歳	1.919967
65歳	23.405346	79歳	12.613258	93歳	4.731149	107歳	1.811272
66歳	22.649259	80歳	11.899900	94歳	4.380873	108歳	1.709160
67歳	21.849964	81歳	11.202761	95歳	4.056373	109歳	1.611504
68歳	21.054496	82歳	10.524211	96歳	3.757311	110歳	1.514668
69歳	20.262698	83歳	9.865831	97歳	3.483313	111歳	1.411532
70歳	19.474957	84歳	9.228631	98歳	3.233585	112歳	1.286884
71歳	18.690488	85歳	8.613956	99歳	3.006943	113歳	1.106068
72歳	17.908079	86歳	8.023786	100歳	2.801904	114歳	0.785863
						115歳以上	0.541405

有期年金現価率（令和7年10月から令和8年9月まで）

支給 残月数		支給 残月数		支給 残月数		支給 残月数									
1月	0.083304	31月	2.568516	61月	5.027823	91月	7.461496	121月	9.869802	151月	12.253006	181月	14.611368	211月	16.945149
2月	0.166550	32月	2.650894	62月	5.109342	92月	7.542166	122月	9.949631	152月	12.332003	182月	14.689542	212月	17.022508
3月	0.249796	33月	2.733272	63月	5.190862	93月	7.622836	123月	10.029460	153月	12.411000	183月	14.767716	213月	17.099867
4月	0.332984	34月	2.815593	64月	5.272325	94月	7.703449	124月	10.109234	154月	12.489942	184月	14.845835	214月	17.177172
5月	0.416172	35月	2.897914	65月	5.353788	95月	7.784063	125月	10.189007	155月	12.568883	185月	14.923954	215月	17.254476
6月	0.499302	36月	2.980177	66月	5.435194	96月	7.864620	126月	10.268725	156月	12.647770	186月	15.002018	216月	17.331727
7月	0.582432	37月	3.062441	67月	5.516599	97月	7.945178	127月	10.348442	157月	12.726657	187月	15.080083	217月	17.408978
8月	0.665504	38月	3.144647	68月	5.597948	98月	8.025679	128月	10.428104	158月	12.805489	188月	15.158093	218月	17.486175
9月	0.748575	39月	3.226852	69月	5.679298	99月	8.106180	129月	10.507766	159月	12.884320	189月	15.236103	219月	17.563372
10月	0.831589	40月	3.309001	70月	5.760590	100月	8.186625	130月	10.587373	160月	12.963097	190月	15.314058	220月	17.640515
11月	0.914603	41月	3.391149	71月	5.841882	101月	8.267070	131月	10.666979	161月	13.041874	191月	15.392014	221月	17.717658
12月	0.997559	42月	3.473241	72月	5.923118	102月	8.347459	132月	10.746530	162月	13.120595	192月	15.469915	222月	17.794747
13月	1.080515	43月	3.555332	73月	6.004353	103月	8.427847	133月	10.826081	163月	13.199317	193月	15.547816	223月	17.871836
14月	1.163413	44月	3.637366	74月	6.085532	104月	8.508180	134月	10.905576	164月	13.277984	194月	15.625663	224月	17.948871
15月	1.246310	45月	3.719399	75月	6.166710	105月	8.588513	135月	10.985071	165月	13.356650	195月	15.703509	225月	18.025906
16月	1.329150	46月	3.801376	76月	6.247833	106月	8.668789	136月	11.064511	166月	13.435262	196月	15.781302	226月	18.102888
17月	1.411990	47月	3.883352	77月	6.328955	107月	8.749066	137月	11.143951	167月	13.513874	197月	15.859094	227月	18.179869
18月	1.494773	48月	3.965272	78月	6.410020	108月	8.829286	138月	11.223335	168月	13.592431	198月	15.936832	228月	18.256797
19月	1.577555	49月	4.047191	79月	6.491085	109月	8.909506	139月	11.302720	169月	13.670987	199月	16.014570	229月	18.333725
20月	1.660279	50月	4.129053	80月	6.572094	110月	8.989671	140月	11.382048	170月	13.749489	200月	16.092254	230月	18.410599
21月	1.743003	51月	4.210915	81月	6.653103	111月	9.069835	141月	11.461377	171月	13.827991	201月	16.169938	231月	18.487473
22月	1.825670	52月	4.292720	82月	6.734055	112月	9.149944	142月	11.540651	172月	13.906439	202月	16.247567	232月	18.564293
23月	1.908337	53月	4.374525	83月	6.815008	113月	9.230052	143月	11.619924	173月	13.984886	203月	16.325197	233月	18.641114
24月	1.990945	54月	4.456273	84月	6.895903	114月	9.310105	144月	11.699142	174月	14.063278	204月	16.402772	234月	18.717880
25月	2.073554	55月	4.538021	85月	6.976799	115月	9.390157	145月	11.778360	175月	14.141671	205月	16.480347	235月	18.794647
26月	2.156105	56月	4.619711	86月	7.057638	116月	9.470154	146月	11.857523	176月	14.220008	206月	16.557868	236月	18.871360
27月	2.238657	57月	4.701402	87月	7.138477	117月	9.550151	147月	11.936686	177月	14.298346	207月	16.635389	237月	18.948073
28月	2.321150	58月	4.783036	88月	7.219260	118月	9.630091	148月	12.015793	178月	14.376629	208月	16.712856	238月	19.024733
29月	2.403644	59月	4.864669	89月	7.300043	119月	9.710032	149月	12.094901	179月	14.454912	209月	16.790323	239月	19.101392
30月	2.486080	60月	4.946246	90月	7.380769	120月	9.789917	150月	12.173953	180月	14.533140	210月	16.867736	240月	19.177998